

平成27年度～平成31年度



藤棚（湘南大庭）



桜（湘南台）

## 藤沢市教育振興基本計画



アジサイロード（藤沢）



松並木（鵠沼）

2015年（平成27年）3月

# 藤沢市教育委員会



<はじめに>

教育委員会では、2011年（平成23年）3月に藤沢市教育振興基本計画を策定し、本市が目指す教育の方向性を明らかにするとともに、この計画に基づき、本市教育の振興に取り組んでまいりました。

この間、国においては、第2期教育振興基本計画が閣議決定され、本市においては、藤沢市市政運営の総合指針2016が策定されました。

また、東日本大震災の発生を受け、防災教育の重要性や地域のつながり、人と人との絆の大切さなどが取り上げられたり、子どもの貧困問題なども注目を浴びるようになってきました。

こうした状況を踏まえ、教育委員会では新たな課題に対応するために、「第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、改定案についての諮問を行い、検討を重ねた結果を答申として受けました。

改定に際しては第1期の計画策定時の課題について、その解決に向けた取組や成果等を整理し、その中で基本理念ならびに3つの目標については継承し、あらたな基本方針や施策の柱を追加することで、課題等に対応していくこととしました。

今後5年間はこの計画に基づいて、本市の教育の振興に新たな気持ちで取り組んでまいります。

2015年（平成27年）3月

藤沢市教育委員会

委員長 井上 公基

委員 関野 真一郎

委員 阪井 祐基子

委員 小竹 伊津子

教育長 吉田 早苗



# 目 次

第Ⅰ章 計画の策定について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象範囲及び対象期間	2
第Ⅱ章 藤沢市の教育の現状と課題	3
1 人口動態	3
2 国際化	5
3 情報化	6
4 産業形態の変化と生活の変化	8
5 地域性	12
6 藤沢市の教育の現状と課題	14
7 第2期藤沢市教育振興基本計画への反映	15
第Ⅲ章 第2期藤沢市教育振興基本計画 基本構想	16
1 体系図	16
2 基本理念	17
3 3つの目標	18
4 8つの基本方針	21
第Ⅳ章 基本方針毎の施策の柱	29

## 資 料

- 諮問書 . . . 32
- 第2期藤沢市教育振興基本計画基本構想（案）に関する  
パブリックコメントの結果について . . . 33
- 第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 開催状況 . . . 40
- 第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿 . . . 41
- 第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 設置要綱 . . . 42
- 答申書 . . . 43
- 計画策定までの経過 . . . 44

# I 計画の策定について

## 1 計画策定の趣旨

2006年（平成18年）に教育基本法が改正され、このときに明示された新しい時代の教育の基本理念を活かし、2008年（平成20年）7月、国において教育基本法第17条第1項の規定に基づいて「教育振興基本計画」が策定されました。その後、2013年（平成25年）6月に「第2期教育振興基本計画」が策定されました。

本市では、2011年（平成23年）3月に国の「教育振興基本計画」及び県の「かながわ教育ビジョン」を参酌し、「藤沢市新総合計画」の教育に関する部門別計画を担うものとして、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて「藤沢市教育振興基本計画」を策定しました。

今回は国の「第2期教育振興基本計画」が策定されたことと、「藤沢市新総合計画」にかわる「藤沢市市政運営の総合指針2016」が策定されたこと、さらには東日本大震災や高齢化の進展など、この間における人の絆や社会状況の変化に対応するため、「藤沢市教育振興基本計画」を見直し、「第2期藤沢市教育振興基本計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

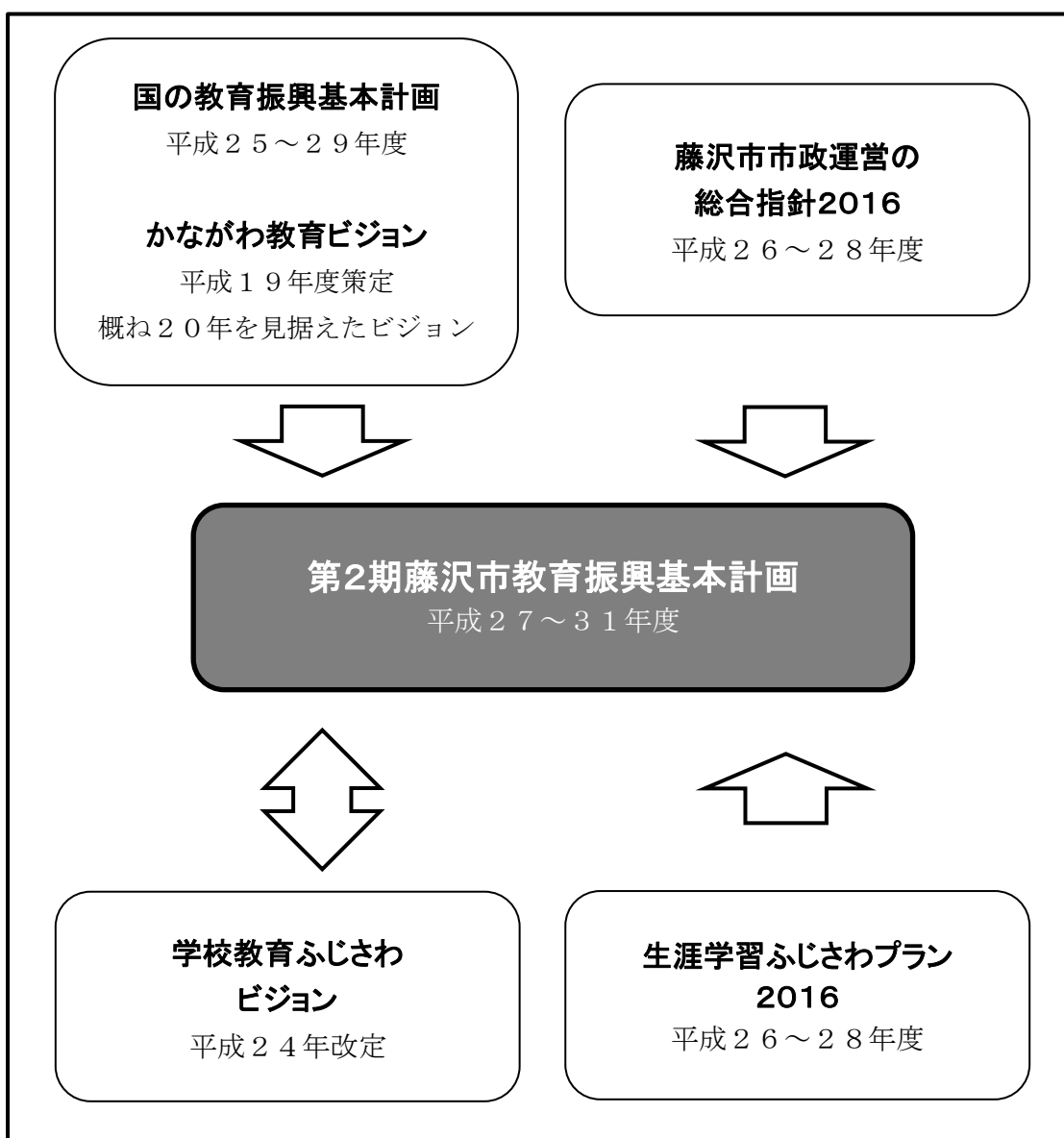
本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけられます。

本計画は、国が策定した「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月閣議決定）及び神奈川県教育委員会が策定する「かながわ教育ビジョン」を参酌すると共に、2014年（平成26年）4月に策定された「藤沢市市政運営の総合指針2016」との整合を図るものです。

### 3 計画の対象範囲及び対象期間

第1期の計画は、教育基本法に規定される「生涯学習の理念」に基づき、幼児教育・家庭教育・学校教育・社会教育等、本市域の教育全般にわたる計画として、概ね10年後を見据えた基本構想をもとに、平成23年度から平成27年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示したものでした。

本来ならば、平成27年度に計画の見直しを行うべきところではありますが、1年前倒しし、平成26年度に第2期計画を策定することとしたため、本計画の対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。





## Ⅱ 藤沢市の教育の現状と課題

### 1 人口動態

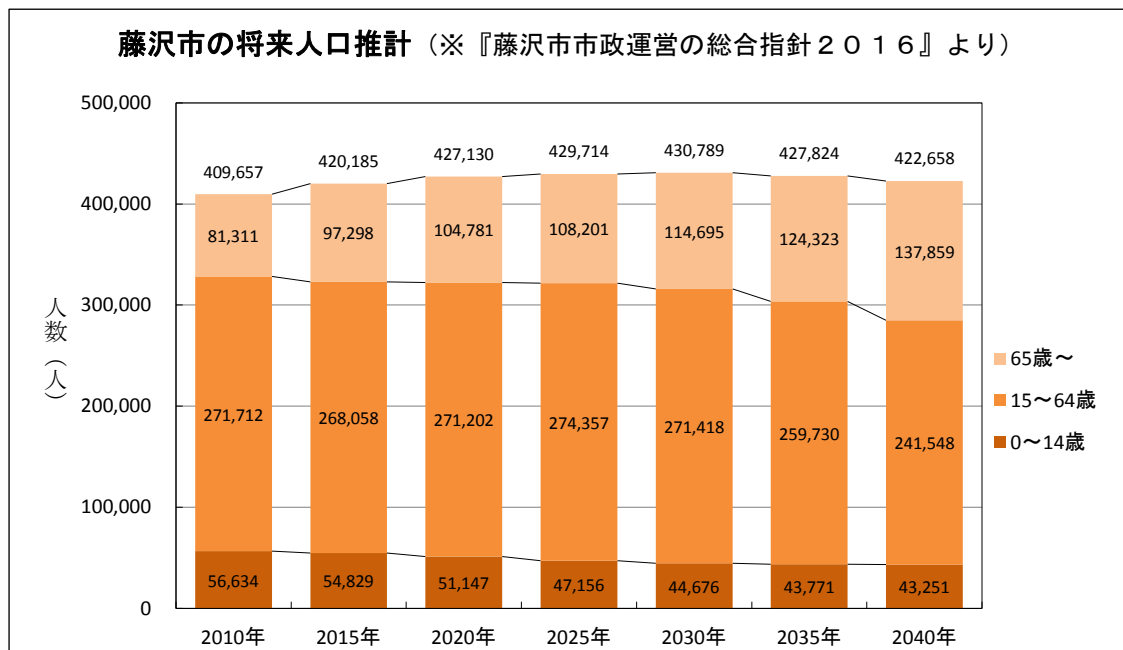
#### (1) 藤沢市の人口動態と児童生徒数の推移

日本の総人口が減少傾向を続ける中、本市においては、2030年（平成42年）に人口のピークを迎え、その後ゆるやかに減少に転じるとされています。0～14歳の人口については現在も減少傾向にあり、また一方で65歳以上の人口は増加傾向にあることから、本市においても少子化・高齢化が進行しています。

児童生徒数については、1980年（昭和55年）から1985年（昭和60年）にかけて約4万7千人をピークに年々減少し、2003年（平成15年）の3万8百人を境に微増に転じています。

また、全体としての増減とは別に地区による児童生徒数の推移に差があり、適正規模\*に達していない状態が続いている学校がある一方、教室不足が生じている学校もあります。

今後は児童生徒数の推移や学校施設の状況などを総合的に判断し、学校の統廃合やこれに伴う通学区域の変更について検討していきます。



\*＜適正規模＞学校教育法施行規則第41条において、小学校の学級数は、「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときにはこの限りではない。（中学校は、同規則第79条で準用）」とされています。

#### ○藤沢市の状況 2014.5.1 現在（標準学級数）

小学校（35校）

過小規模（1～5学級）0校、小規模（6～11学級）1校、適正規模（12～24学級）29校  
大規模（25～30学級）2校、過大規模（31学級以上）3校

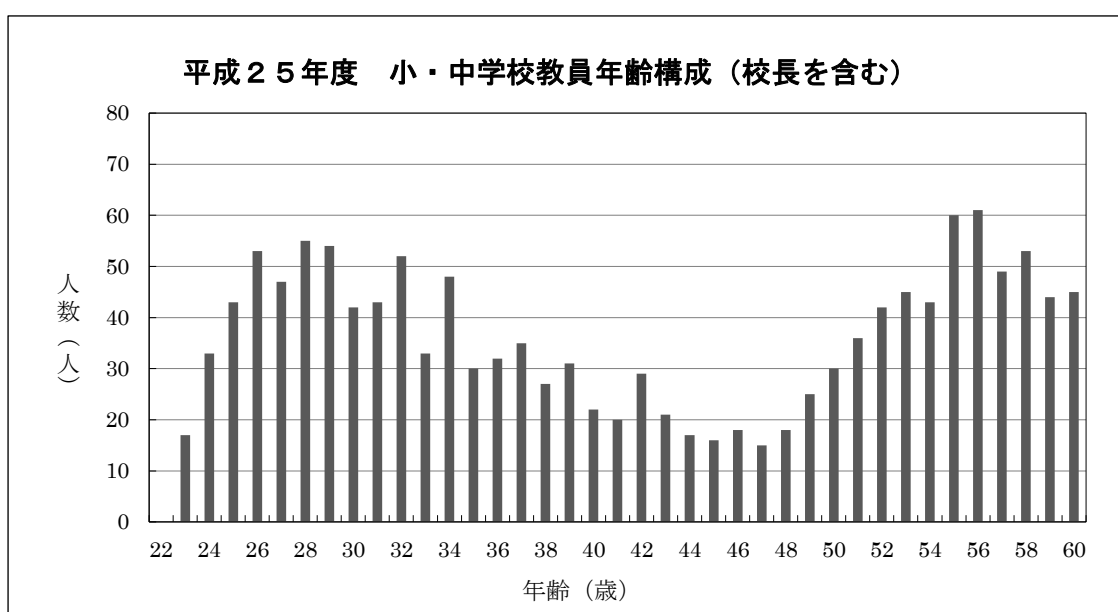
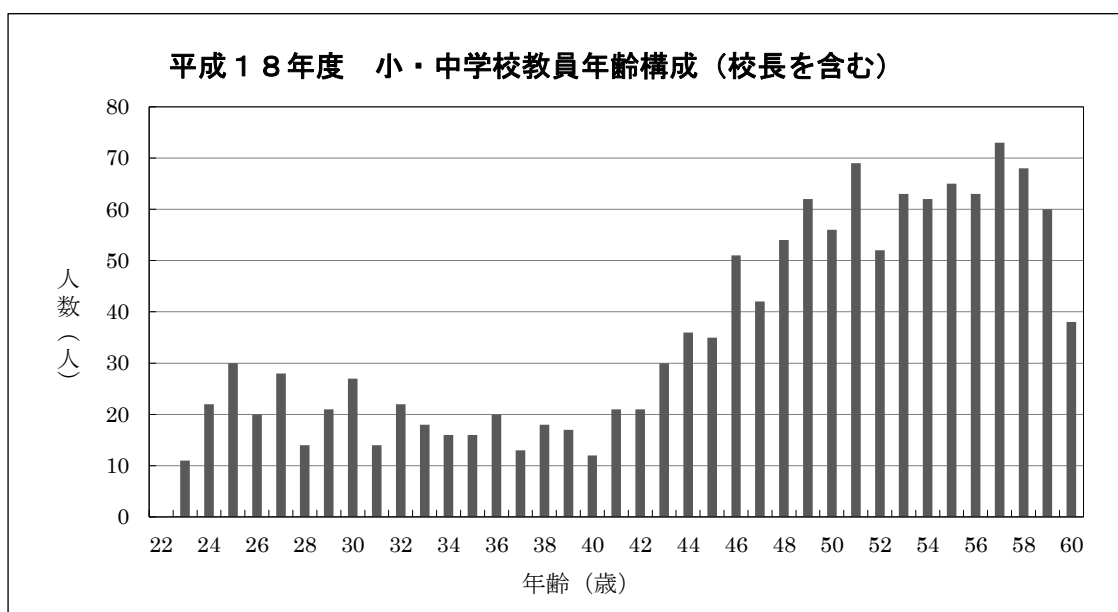
中学校（19校）

過小規模（1～5学級）0校、小規模（6～11学級）4校、適正規模（12～24学級）15校  
大規模（25～30学級）0校、過大規模（31学級以上）0校

本市の学校現場では、教員の世代交代が急速に進んでいます。下の2つの図に示したように平成18年度に比べ平成25年度では、20代から30代前半の教員数が大幅に増え、40代の教員数が他の世代に比べ極端に少なくなっていることがわかります。

このような状況において、経験の浅い教員に対する研修の充実はもちろん、ベテランと若手教員をつなぐ中堅教員の育成を含め、学校全体の教育力や組織力の向上を図ることが重要な課題となっています。

こうした課題を解決するために、教員の人材育成に係る研修体制や内容を見直し、組織的・計画的に取り組むことが重要と考え、教育委員会内の各課が連携し、体系的な人材育成のためのプランの策定に取り組んでいきます。

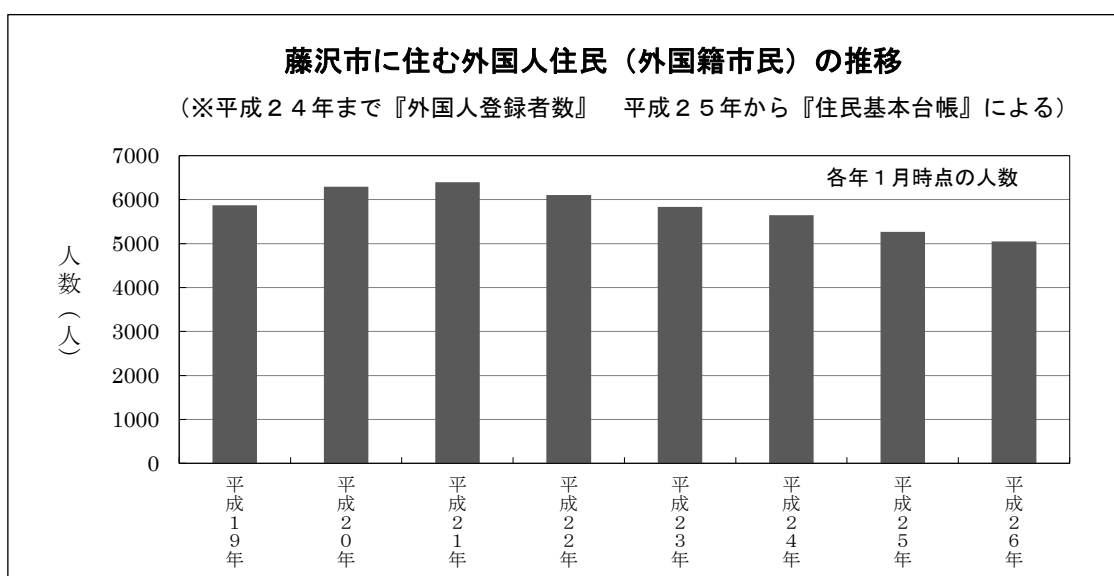


## 2 国際化

### (1) 藤沢市に暮らす外国人住民（外国籍市民）\*

2009年（平成21年）には本市で暮らす外国人住民（外国籍市民）は6391人いましたが、2014年（平成26年）には5044人に減少してきています。

学校においては、地域によって日本語を母語としない児童生徒が数多く在籍しています。こうした児童生徒に対しては、日本語指導教室や国際教室にて学習面のサポートを実施したり、日本語指導員が個別に指導したりしています。



### (2) 国際教育の推進

国の「第2期教育振興基本計画」においては、社会のグローバル化に対応し、グローバルに活躍する人材の養成の必要性を説いています。そして、国際共通語としての英語力の向上を成果指標の1つに掲げています。

本市では国際教育の推進のために、1989年（平成元年）から外国語指導講師の学校への派遣をスタートさせ、2001年（平成13年）からは国際理解協力員を小学校1～6年生の各クラスに派遣することにより、異文化への理解、英語によるコミュニケーション能力の向上に努めてきました。学習指導要領の改訂により、国際社会に生きる人材育成を図るため、平成23年度から小学校5・6年生に外国語活動が導入されました。本市においては、現在、外国語指導講師（FLT）が小学校5・6年生及び中学校全学年、国際理解協力員が小学校1～4年生の各クラス及び白浜養護学校に訪問し、外国語活動支援員が小学校5・6年生の外国語活動の授業に入り、積極的にコミュニケーションを図る態度を養い、外国語の学習活動や国際理解教育の推進を図っています。

\* <外国人住民（外国籍市民）> 日本以外の国籍の市民

### 3 情報化

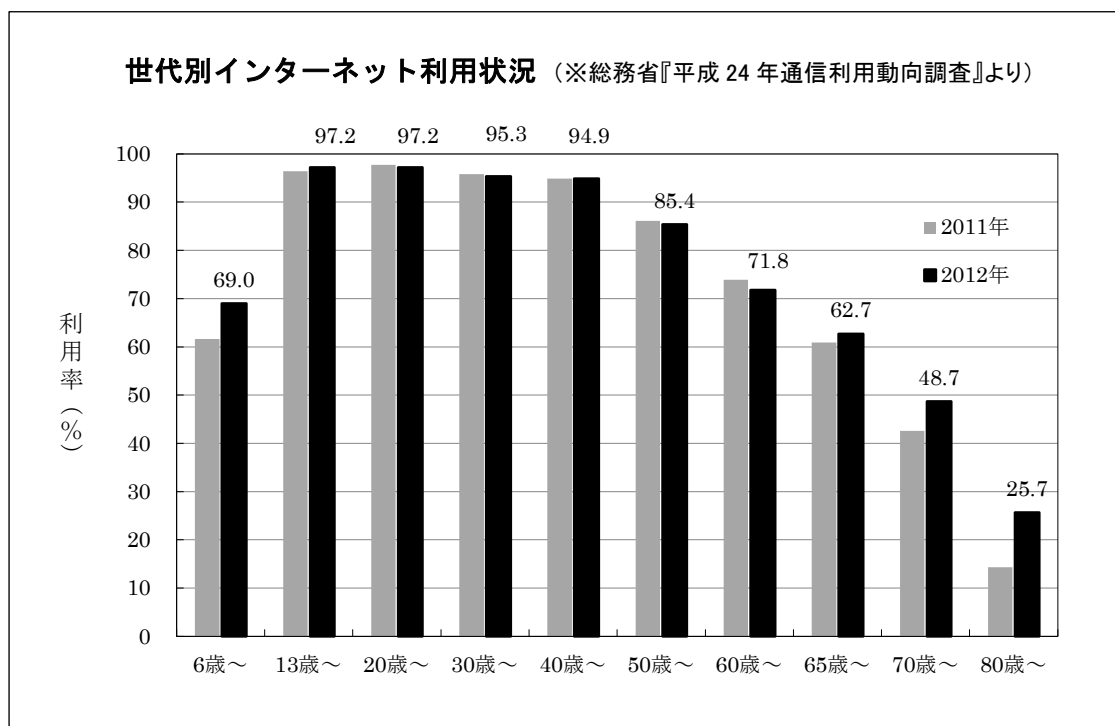
1990年代後半からのインターネットの急速な普及は、身のまわりの生活から国家経済にいたるまで広い範囲に影響を与え、IT革命といわれるまでになりました。

また、2000年（平成12年）にはIT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）が成立し、日本の国際競争力、国家経済を回復すべく、インターネットへの積極的な取組が重視されるようになりました。

インターネットの普及率は、2012年（平成24年）には80%に近づいています。

インターネットの世代別利用状況を図に示しましたが、小学生段階である6歳から12歳において、69%がインターネットを利用しています。

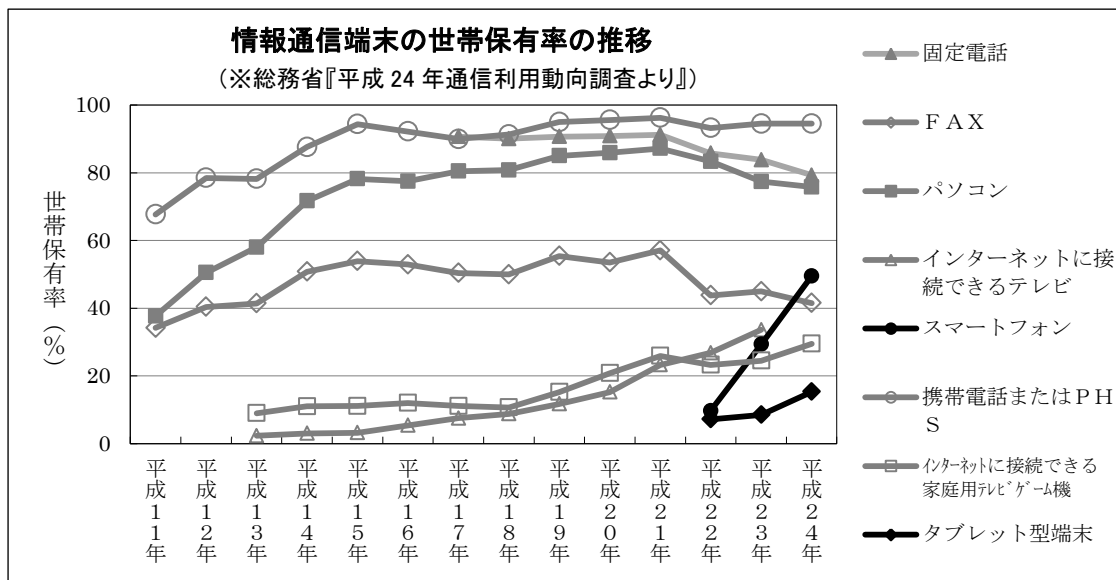
そして、中学生から高校生段階の13歳から19歳においては、97.2%と非常に高い利用率となっています。



文部科学省では、新学習指導要領に対応した「教育の情報化に関する手引」を作成し、教育の情報化を推進しています。その手引の中では、新学習指導要領における「情報教育」や「教科指導におけるICT\*活用」、「校務の情報化」についての具体的な進め方などが示されており、情報化の「影」の部分をも十分に理解した上で、情報化時代を生きていくことができるよう「情報モラル教育」の必要性についても丁寧に扱っています。

\*<ICT>インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー：情報通信技術のこと。  
従来用いられてきた、IT (Information Technology) という用語に、ネットワーク「C: コミュニケーション」が加わった概念。

下の図は情報端末の世帯保有率の推移を示していますが、2012年（平成24年）のスマートフォンの保有率を見ると、データをとりはじめた2010年（平成22年）に9.7%だった保有率が、2012年（平成24年）には49.5%と約5倍もの伸びを示しています。



このような情報化社会において、子どもたち同士のつきあい方にも変化が現れています。例えば一人遊びの増加やSNS\*を通じて画面上で交わされる短い文章による会話の増加などです。特にSNS\*の利用はスマートフォンの普及に伴い、想像を超える勢いで子どもたちの間に広がり、犯罪を含むトラブルの温床ともなり、社会問題にもなっています。

また、このような傾向は、子どもたちがお互いに向き合い、しっかりと意志の疎通を行うといったコミュニケーション能力の伸長を妨げる原因にもなっています。

本市では、このような高度情報化社会に備え、児童生徒の情報活用能力の育成と、教育情報機器等を使った「わかる授業」の実践のために、視聴覚教材教具やコンピュータ等の適切な活用を図り、情報教育を推進しています。

また、2014年（平成26年）3月から藤沢市立中・特別支援学校において校務支援システムを導入し、校務の情報化を進めることで、生徒個人の大切な情報を安全に管理するとともに、教師が子どもと向き合う時間の確保にも取り組んでいます。

さらに、藤沢市立小・中・特別支援学校全てにおいて緊急連絡メールのシステムを導入し、災害時などにおける対応についても情報化を推進しています。

このような情報化の推進については、教育委員会内に情報セキュリティ委員会を設置し、研修会や実態調査の実施などを通して、各学校における情報セキュリティの確保と向上に努めています。

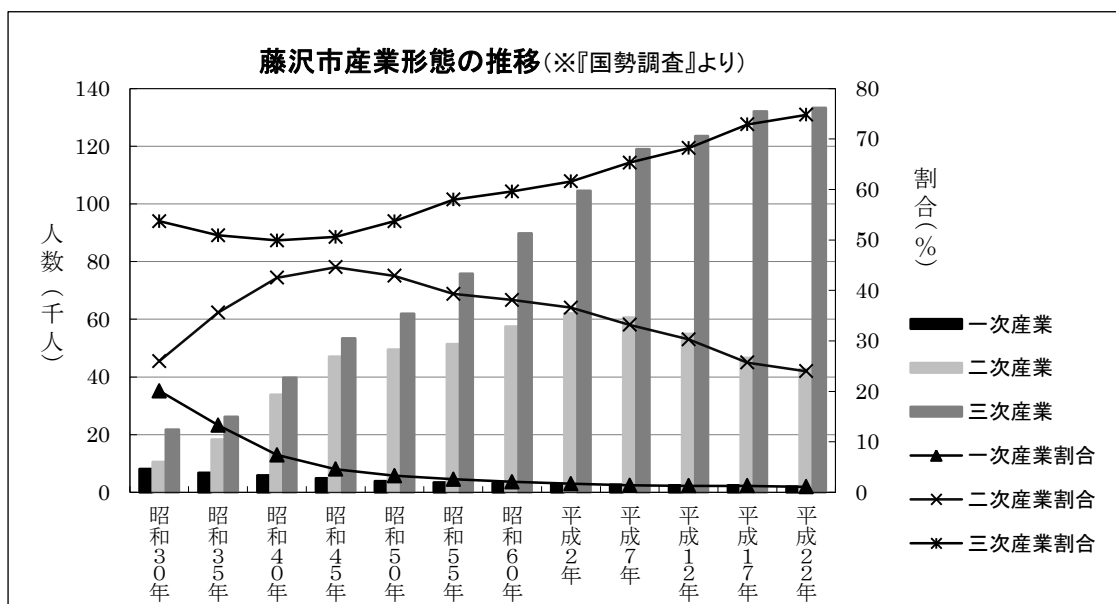
\*<SNS>ソーシャル・ネットワーキング・サービス：インターネット上の社会的ネットワーク

## 4 産業形態の変化と生活の変化

第1期の計画が策定されたのは、東日本大震災直後でした。したがって計画の中で震災に関する事柄には全く触れていませんでした。しかし、計画策定後に日本の社会の様子は大きく変化しました。被災した地域の人々の生活、自然環境はもちろんのこと、放射能汚染による影響は広い地域に及び、脱原発といった考え方の広がりには日本全体に及びものでした。もちろんこれらの影響はいまだに継続していますが、このような大きな出来事を経験し、防災への意識や代替エネルギーへの関心はとても高まりました。

震災後の2012年（平成24年）には政権が交代し、新たな経済の成長戦略が打ち出され、景気は回復傾向にあります。格差の再生産・固定化や貧困の連鎖などの問題への取組は引き続き大切な課題です。

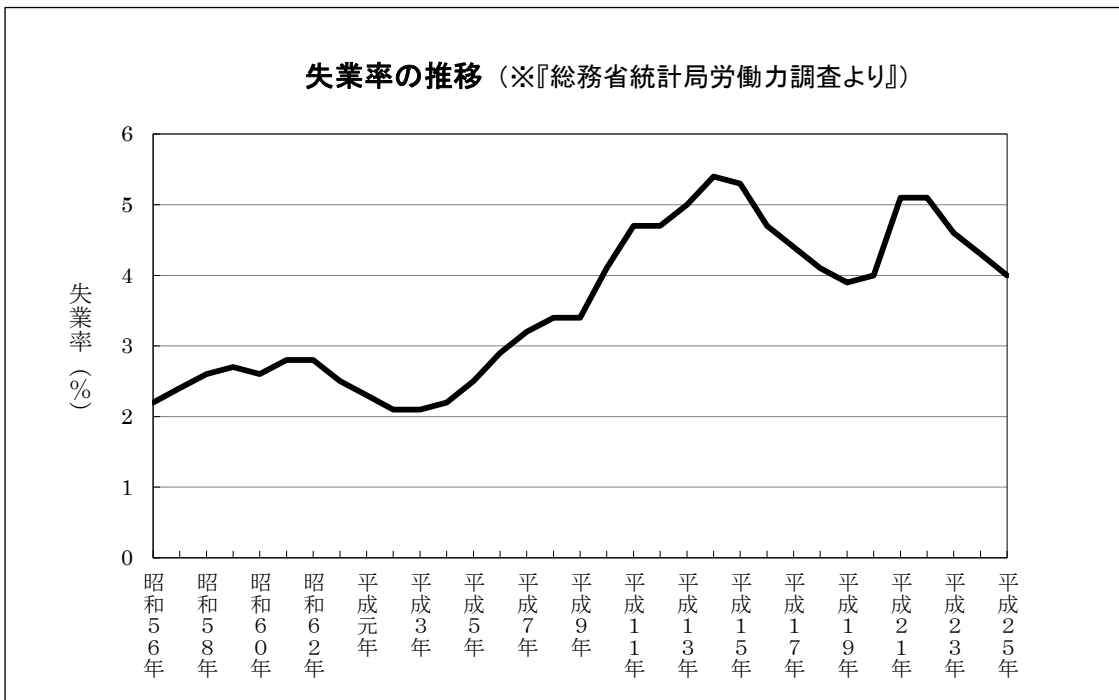
ここで、本市の産業形態の推移についてデータをもとに見てみます。



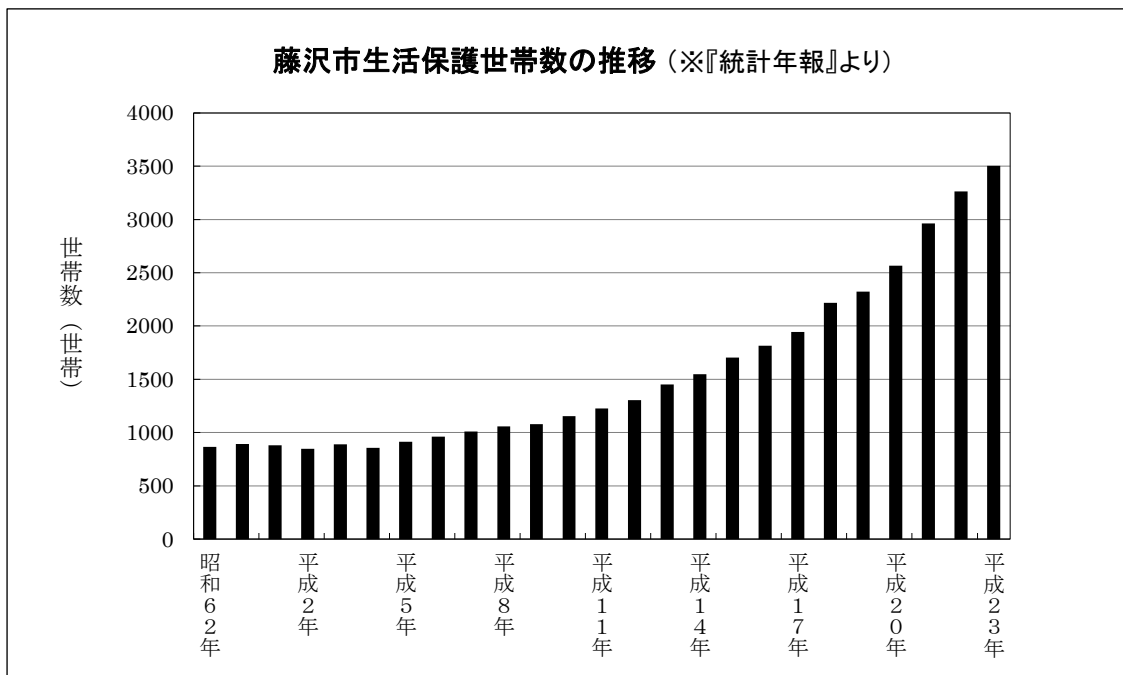
まず、各産業への従事者の割合の推移において、転換期といえるのが1965年（昭和40年）から1970年（昭和45年）の“いざなぎ景気”の時期、いわゆる高度成長期です。この時期を境に第二次産業への従事者の割合が減少しはじめ、逆に第三次産業への従事者の割合が増加しはじめています。

また、従事者の数でみると、本市では高度成長期に企業誘致を進めたため、第二次産業への従事者数は1990年（平成2年）まで増加を続けました。しかし、1990年代のバブル経済の崩壊により、日本の経済成長は減速しはじめ、本市においても企業活動の低迷により、第二次産業への就労者数が減少し続けることになりました。

下のグラフは日本の失業率の推移ですが、近年は増加傾向にありましたが、2011年（平成23年）頃からようやく改善の傾向が見え始め、2014年（平成26年）5月時点では3.5%まで改善しています。

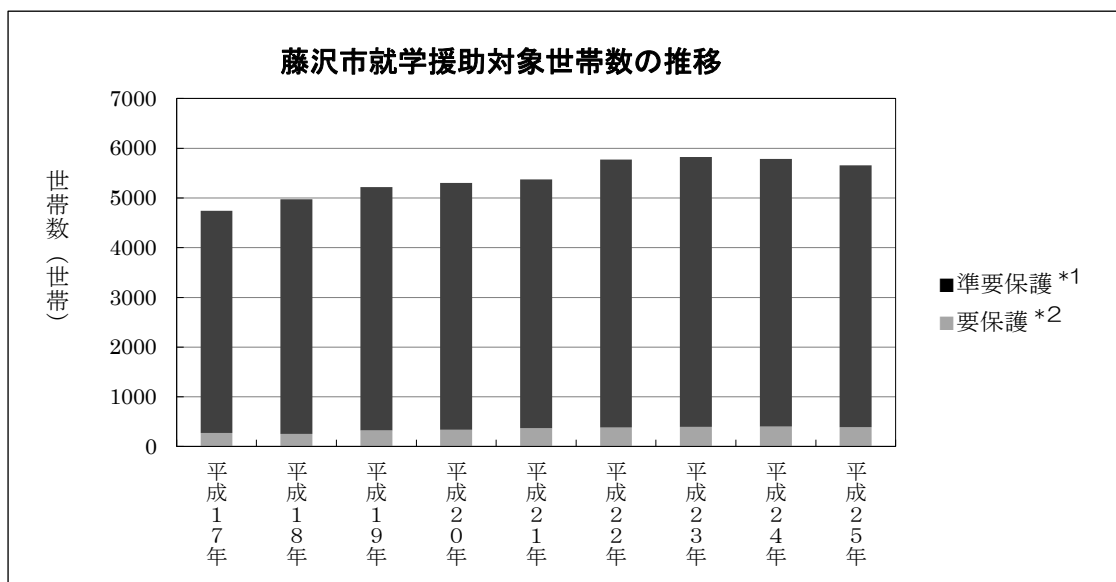


本市の生活保護世帯の推移をみると2011年（平成23年）には3500世帯を越え、20年前と比べると約4倍にまで増加しています。

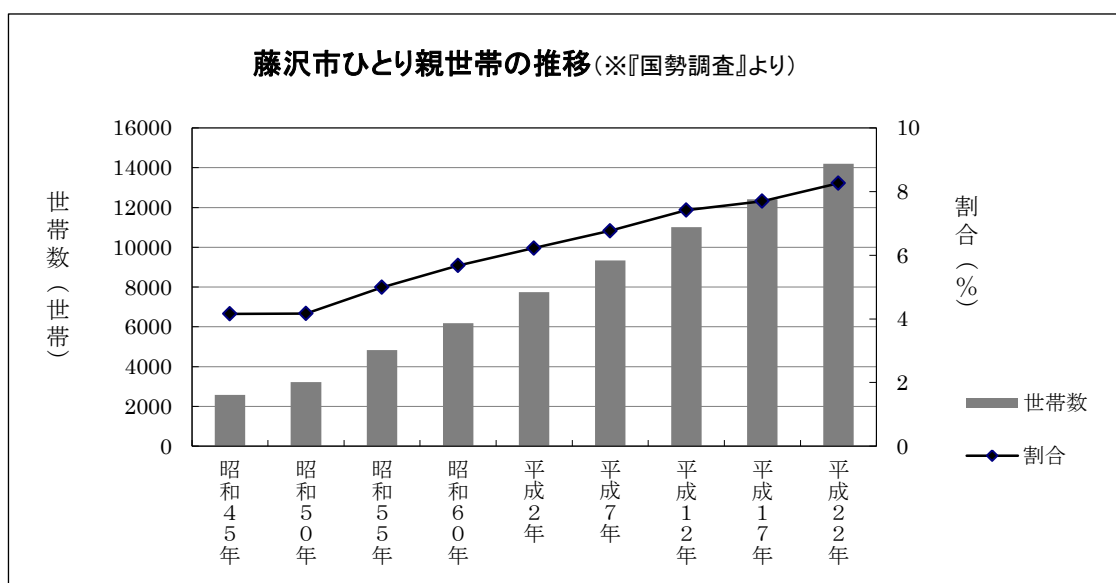


本市では、経済的な事情で児童生徒の就学が困難な世帯に対して、就学援助制度を設け、学用品費や給食費の一部を援助しています。その対象の世帯数の推移を示しているのが下のグラフです。

就学援助制度の対象となっている世帯数は、2011年（平成23年）をピークに僅かに減少傾向にあります。依然、5600世帯を超えています。



家族構成については「ひとり親」世帯 \*3が増加しており、全世帯の約8%を占めています。また、高齢化に伴い高齢者だけで生活する世帯も増加しています。



\* 1 <準要保護>世帯の前年所得の合計が生活保護需要額（前年4月の基準）の1.3倍以下の世帯

\* 2 <要保護>生活保護を受けている世帯

\* 3 <「ひとり親」世帯>国政調査の「男親と子どもから成る世帯」と「女親と子どもから成る世帯」の合計



また、近年、貧困状態にある子どもの割合が増えていることも社会問題化しています。2012年（平成24年）に実施されたOECD（経済協力開発機構）の調査によると、我が国の17歳以下の子どものうち、貧困の状態にある子どもの割合は推計で16.3%と調査対象の34カ国中9番目の高さでした。最も低いデンマーク3.7%やフィンランド3.9%とは大きな開きがあります。

このような産業形態や経済状況の変化は、家庭生活や地域社会にも変化を及ぼし、核家族化、都市化、地域のつながりの希薄化が進みました。その結果、家庭や地域社会における教育力の低下が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、本市においては、学校・家庭・地域、そして行政が連携・協働し、様々な面から子どもたちを育成していくための環境づくりに取り組んでいます。

## 5 地域性

本市では、目指す都市像として、「郷土愛あふれる藤沢」を掲げています。この都市像を目指すためには、先人たちが積み上げてきた歴史や伝統を誇りに思い、市民一人ひとりが本市を郷土として心から愛することが大切になります。

そこで、ここでは本市の「自然」や「歴史」、「人々の暮らし」という3つの観点から地域性について捉えてみます。

### (1) 自然

本市は神奈川県中央南部に位置し、市の南部は片瀬東浜から鵠沼海岸、辻堂海岸へと5.25kmの海岸線で太平洋に面しています。南部の地形を形成している湘南砂丘は、JR東海道線の北側まで広がっています。市の北部は標高40m～50mの相模野台地が広がり、東部は片瀬丘陵、西部は高座丘陵などから構成されています。このような台地や丘陵が作り出す斜面および引地川や境川がつくりだした斜面には、豊かな斜面林があり、多くの動物の生息域となっています。

今も藤沢に残る豊かな自然として、三大谷戸と呼ばれる遠藤笹窪谷戸、石川丸山谷戸、川名清水谷戸があり、猛きん類を頂点とした豊かな生態系が機能していることが確認されています。

このように豊かな自然に囲まれた藤沢市ではありますが、同時に災害への対応も迫られることとなります。海岸部は地震による津波への対策、川沿いは洪水による浸水被害への対策、斜面は土砂災害への対策などです。

教育においては、自然を学ぶことをとおして、自然の恵みのありがたさを認識すると同時に、災害への備えについても確かな知識を身につけていく必要があります。

### (2) 歴史

本市は、中世には遊行寺門前町として、江戸時代には、東海道五十三次の6番目の藤沢宿としてにぎわいを見せてきました。

藤沢宿が設けられたのは、1601年（慶長6年）のことでした。

明治以降は、商業の中心地として、さらに鉄道の発展とともに、保養・観光・文化の地としても発展してきました。1908年（明治41年）4月に町制を敷き、1940年（昭和15年）10月1日には市制を施行、そして1955年（昭和30年）までに近隣の町村を合併し、現在の市の形が整いました。

1960年代に入ると、経済の高度成長を背景に北部を中心に数多くの工場を誘致し、工業都市として発展し、また、本市の西部、そして北部地域の開発

が進むにつれて、多くの人々が移り住み、次々と新しい市街地が形成されてきました。

藤沢の歴史を教育の面から見てみると、江戸時代の後期には私的な教育施設である寺子屋が19カ所あったといわれています。

明治時代に入ると「学制」が公布され、文部省によって我が国最初の学校制度が定められました。藤沢では、1873年（明治6年）に6校が開校しています。

藤沢における教育の歴史を語る際に特徴的なものとして「耕余塾」の存在が挙げられます。耕余塾は羽鳥村の名主三觜八郎右衛門が小笠原東陽を招いて開設した「読書院」に始まります。

文部省による小学校開設後も学制にとらわれない自由な教育を行うために私塾として継続し、神奈川県内屈指の中等教育を担う学校として知られていました。門下生には、総理大臣吉田茂をはじめ、議員、実業家、医師、軍人、農業指導者、宗教家など実に幅広く様々な分野に活躍した人々がいます。

このような自分たちの暮らすまちの歴史を学び、文化を継承していくことが、今を生きる私たち、そして、これからの未来を創っていく子どもたちには必要なことです。

### （3）人々の暮らし

本市は、東京から50キロ圏に位置し、JR及び私鉄等による交通の利便性が高いため、都心へ通う人々の住宅都市としての性格をもっています。また、大企業の撤退が続いてはいるものの、北部を中心とした工業都市としての役割も重要です。最近では、大型店舗の進出も相次ぎ、藤沢駅を中心とした商業地域が周辺に拡散し、商業都市としての面も変化しつつあります。

観光に関しては、江の島と海岸線に広がる海水浴場がその中心となりますが、年間で1500万人もの観光客が訪れ、その数は神奈川県全体の8%強を占めています。

また、市内には4つの大学があり、各大学と包括的な連携等協力協定を締結し、地域経済の活性化や人材育成を進めていますが、このような施策は藤沢市の学園都市としての性格を色濃くするものとなっています。

## 6 藤沢市の教育の現状と課題

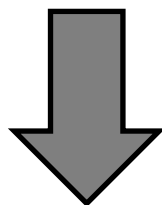
第2期藤沢市教育振興基本計画の策定にあたり、2011年（平成23年）に策定し、推進してきた第1期藤沢市教育振興基本計画について、次のように整理を行いました。

### <第1期計画策定時における課題>

- ・地域や家庭の教育力の低下
- ・子どもたちの遊びの変化
- ・自尊感情・自己有用感の乏しさ
- ・帰宅後の学習時間の減少（『学習意識調査』より）
- ・学習意欲の低下（『学習意識調査』より）
- ・多様化する市民ニーズに応えるためのソフト・ハード面のさらなる充実
- ・子育ての悩みや不安、孤立感、負担感をもつ人の増加
- ・経済情勢の悪化による教育費負担の割合増
- ・小中学校児童生徒数の推移に応じた学校再配置
- ・安全・安心な学びを保障する施設・設備面の充実や活用

#### 藤沢市教育振興基本計画

基本理念  
3つの目標  
7つの基本方針  
掲げた4年間の取組



#### 社会情勢の変化

- ・東日本大震災
- ・学習指導要領の改訂
- ・政権交代
- ・情報化の急激な進展
- ・いじめ防止対策推進法 公布
- ・教育委員会制度改革
- ・障害者基本法改正

### <第2期計画策定に向けた方向性>

第1期計画策定時に本市における教育の課題を整理し、その解決に向け多くの取組を実施してきました。計画の中に直接位置づけられた99事業の評価を集計すると、平成25年度末では、計画の最終年度（平成27年度）の目標を既に達成している事業が14事業。平成25年度の目標を達成している事業が55事業。合計すると約7割の事業が平成27年度もしくは平成25年度の目標を達成するなど、一定の成果をあげています。

しかし、第1期計画策定時の課題を一つひとつみていくと、その解決はまだまだ道半ばであり、より一層の努力を要するという事実です。

また、この4年間の社会情勢の変化の中で、新たに提起されるようになった課題もあります。例えば、「防災への取組」「グローバルに活躍する人材の育成」「教育のセーフティネットの構築」「インクルーシブ教育システム\*の構築」などです。

第1期計画による4年間の取組が一定の成果を上げており、また、基本理念ならびに3つの目標については、今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、第2期計画の策定に際しては、基本理念ならびに目標を変えることはせず、新たな課題に対応するため、基本方針や施策の柱の一部を見直し、取り組んでいきたいと考えます。

\* <インクルーシブ教育システム>人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

## 7 第2期 藤沢市教育振興基本計画への反映

基本理念・目標は変えない

基本理念		
<b>未来を拓く「学びの環」ふじさわ</b> ～ 学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわを目指す ～		
3つの目標		
<b>目標1</b> 一人ひとりの夢を育み、 未来を拓く子ども（藤沢っ子）を育成する	<b>目標2</b> 多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する	<b>目標3</b> 学校・家庭・地域・行政が連携、協働する子育て、教育支援体制を推進する

新たな課題に対応するために一部見直しを実施

8つの基本方針	
基本方針	改定のポイント
1 共に学び、多くの人とかわり合いながら自立する子どもを育成します	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーション能力の育成（グローバル化に対応できる人材の育成）</li> <li>一人ひとりのニーズに応じた支援（インクルーシブ教育システム）の概念</li> <li>子どもと社会をつなぐ教育の推進</li> </ul>
2 家庭教育・幼児教育・地域教育力の支援、充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校の連携のさらなる充実</li> <li>学びのセーフティネットの構築</li> </ul>
3 学校教育を充実させる人的、物的条件整備を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員への支援体制の整備</li> <li>計画的な校舎の老朽化の解消</li> <li>計画的な ICT*1 環境の整備</li> </ul>
4 多様な学びのできる生涯学習社会を目指します	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生涯学習ふじさわプラン2016」の中間見直しの反映</li> <li>マルチパートナーシップ*2の活用</li> </ul>
5 郷土文化資産の保全・活用と地域に根ざした文化芸術活動の推進を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>郷土文化資産の保全・活用の推進</li> <li>文化芸術活動の推進</li> </ul>
6 健康で豊かなスポーツライフの環境整備を行います	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツを通じた健康づくり</li> <li>オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした取組</li> </ul>
7 多文化・多世代が交流し、共生するコミュニティづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会における子育て環境づくりの推進</li> <li>学校・家庭・地域・行政の連携、協働の推進</li> </ul>
8 (新規) 命を守る「教育の推進」「教育環境の整備」「コミュニティづくりの推進」を図ります	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの防災意識の向上を図るための命を守る「教育の推進」</li> <li>学校施設の改築・長寿命化などによる命を守る「教育環境の整備」</li> <li>学校・家庭・地域における絆づくりを大切に命を守る「コミュニティづくりの推進」</li> </ul>

\*1 <ICT>インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー：情報通信技術のこと。従来用いられてきた、IT (Information Technology) という用語に、ネットワーク「C: コミュニケーション」が加わった概念。

\*2 <マルチパートナーシップ>住民と行政及び企業などの多様な主体がさまざまな関係を結んで地域社会の公共性を支えようとするもの。

# Ⅲ 第2期 藤沢市教育振興基本計画 基本構想

## 1 体系図

### 基本理念

未来を拓く「学びの環」ふじさわ

～ 学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわを目指す ～

### 3つの目標

#### 目標 1

一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子ども(藤沢っ子)を育成する

#### 目標 2

多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する

#### 目標 3

学校・家庭・地域・行政が連携、協働する子育て、教育支援体制を推進する

### 8つの基本方針

- 1 共に学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します
- 2 家庭教育・幼児教育・地域教育力の支援、充実を図ります
- 3 学校教育を充実させる人的、物的条件整備を図ります
- 4 多様な学びのできる生涯学習社会を目指します
- 5 郷土文化資産の保全・活用と地域に根ざした文化芸術活動の推進を図ります
- 6 健康で豊かなスポーツライフの環境整備を行います
- 7 多文化・多世代が交流し、共生するコミュニティづくりを推進します
- 8 (新規) 命を守る「教育の推進」「教育環境の整備」「コミュニティづくりの推進」を図ります

## 2 基本理念

# 未来を拓く「学びの環」ふじさわ

～学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわを目指す～

### 【基本的な考え方】

本市の教育振興基本計画の基本理念となる「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」とは、次のようなネットワーク型社会の実現を目指すものです。すなわち、子どもや若者がいつも夢や希望を持ちながら、他者と共に学び合い、社会に出てからも多様な学習機会に恵まれ、進んで地域社会づくりに参画し、つながりの環が世代を越えて広がる社会の実現を目指すものです。

そのために、子どもや若者にとっては、まず他者と共に学び合う力を身につけることが大切です。そして将来、自らの力を社会につなげていく、「自立と社会参画の意欲をもった市民」となることが期待されます。「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」が目指すのは、こうした、子どもや若者、大人の姿です。

2012年（平成24年）に改定された「学校教育ふじさわビジョン」では「子どもたちがともに育つ場をつくりだし『自己の知』『状況の知』『かかわりの知』を育む」という基本理念のもと、特に「かかわりの知」においては、様々な人々との関係や社会との結びつきをつくろうとする力を育てることの大切さを示しています。

また、「生涯学習ふじさわプラン2016－藤沢市生涯学習推進基本構想・基本計画・実施計画」では、「だれもが参画できる生涯学習環境の整備」を基本目標に掲げています。第2期藤沢市教育振興基本計画の基本理念を第1期藤沢市教育振興基本計画の基本理念と同じにすることにより、さらなる「未来を拓く『学びの環』ふじさわ」を推進し、学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわを目指していきます。

これからは学校・家庭・地域・行政の四者が連携・協働することにより、様々なかたちの「学びの環」を創り出し、未来の藤沢を担う成熟した市民を育成するために、この計画を推進していくことが重要です。

### 3 3つの目標

3つの目標についても第1期の目標を継続し、目標達成にむけてさらなる推進を図っていきます。

#### 目標 1 一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子ども (藤沢っ子)を育成する

急速に変化する社会の中で、今、子どもたちの未来を見据えた教育の姿が求められています。

「学校教育ふじさわビジョン」では、めざす子ども像として「未来を切り開いていくことのできる『生きる力』にあふれた たくましい ふじさわの子ども」を掲げ、「いつも夢や希望を持つ」、「自分や他人を大切にする」、「困難な状況にあっても粘り強く対処する」、「自分を生かし、人に役立つ」、「ともに育つ」と具体的に述べています。

明日の藤沢を担う子どもたちのために、子どもたち一人ひとりが、「個性をもった存在として尊重され、愛されていると感ずることができる」、「自分を知り、自分を好きになり、夢を語るることができる」、そして、「お互いが支え合い、学び合ってともに育っていくことができる」ように教育環境を整え、「なりたい自分を思い描くことができるように」支援をしていくことが必要です。

学校が子どもたちの夢を育む場所となり、確かな学力を育む場所となるような施策を講じていかなければなりません。子どもたちが学校で学んだ様々な事柄は家庭や地域で様々な「ひと、もの、こと」にかかわり合える機会を通して、より確かに、豊かなものになっていきます。そのための人的・物的な教育環境を整え、学校教育、社会教育の質的向上に努めます。

いつも夢をもち、自分や他人を大切にし、困難な状況にあっても粘り強く対処し、未来を切り拓いていくことのできる力、「生きる力」にあふれた、たくましい「藤沢っ子」を育てていきます。



## 目標 2 多様な学びをつなげる生涯学習ネットワーク を構築する

一人ひとりの可能性や意欲を引き出し、いつでも、どこでも、だれでもが便利で快適に利用できる場所や情報、支援する制度等の「学びのネットワーク」を整えていくことで、共に学ぶ仲間との交流がより深まり、新たな人と人がつながる機会となり、「学びの環」が広がっていきます。

この「学びの環」の広がりや、さらに豊かな学びの機会を創出するとともに、多くの方が生涯にわたり学ぶ機会を得ることにつながります。

また、教育に関する様々な部門との連携を進めていくことで、気軽に参加できる学びの場をつくり、知りたい情報を簡単に入手できる体制や学びを支援する体制をつくるなど、より充実した学びをつくり出すことができます。

このことによって、地域において共に教え学ぶ機会を持つことができるようにもなり、互いの学びを分かち合いながらさらなる発展が期待されます。

このような観点に立ち、多種多様な学びをつなげ、発展させるための生涯学習ネットワークの構築を推進します。

### 目標 3

## 学校・家庭・地域・行政が連携、協働する子育て、 教育支援体制を推進する

子どもたちに「たくましく生きる力」を育むには、生活に即した実践的な学習や体験が必要です。実践的な学習や体験の場は学校の中だけではなく、家庭や地域の中にこそあります。家庭は個人個人の生活の基本的な場であり、地域はもっとも身近な社会生活の場です。日常生活の中で、子どもたちが学校で学んだことを実感したり、生かしたり、または家庭や地域から学んだことを学校の学習で確かなものとしていけるような環境づくりが大切です。

そのためには、学校・家庭・地域がゆとりを持って元気に子育て・教育ができるよう行政がサポートしていく必要があります。学校・家庭・地域がそれぞれの持ち味を発揮することが、地域の特色につながり、子どもたちの様々な学びの機会へとつながります。

また、東日本大震災以降、地域における学校の役割はこれまで以上に重要なものとなりました。震災時、被災地の学校は避難場所として多くの人を受け入れ、また長期間にわたり避難した人々の生活の場ともなりました。このときの教訓から、私たちは家族の絆、地域での人と人との絆を深めていくことの大切さにあらためて気づかされました。そして学校が地域の絆を深めるための重要な核となっていることを再認識しました。

藤沢市では、これまでも学校・家庭・地域のつながりを大切にした学校・家庭・地域連携推進事業や、地域ごとの特色をいかした公民館活動、子どもたちの安全・安心を確保するための防犯ネットワークや地域のボランティア活動など、市民が主体となり、人と人とのつながりを育む活動に積極的に取り組んできました。

これらの活動をさらに進めるためには、日頃から学校を地域のコミュニケーションの拠点として位置付け、子どもから大人まで、誰もが活気溢れる地域づくりに関わっていくことが大切です。

今後も教育に多くの人や団体がかかわることのできる環境を整え、学校・家庭・地域・行政の四者が連携、協働して、未来を担う子どもたちを育成する取組を推進します。

## 4 8つの基本方針

### 基本方針 1

共に学び、多くの人とかがわり合いながら自立する子どもを育成します

学校教育における今日的課題としては、いじめや不登校、暴力行為、学習意欲の低下、そしてさらには規範意識の低下や人間関係の希薄化によるコミュニケーション能力の低下などが挙げられています。また、学校生活を送るなかで、さまざまな課題をもつ子どもたちが増え、一人ひとりのニーズに応じた支援のあり方が求められています。

平成23年度には、小学校の学習指導要領が全面実施され、平成24年度には中学校の学習指導要領が全面実施されました。この学習指導要領の実施においては「生きる力」の育成を軸として、言語活動の充実、道徳教育の充実、授業時数の増加など多くの事柄が学校現場に求められています。

これからの学校教育には、学ぶ意欲を持ち、自己を高めていくことのできる子どもの育成、様々な人とのかがわりを深めて、必要とされる社会的振る舞い・取るべき行動を身につけ、積極的に社会にかかわろうとする子どもの育成が求められています。

こうした課題などを踏まえ、明日の藤沢を担う子どもたちを育成するために、次のような教育に取り組みます。

- 知・徳・体の調和がとれ、共に学び、共に育ち合う教育
- 子どもの学習意欲と確かな学力の向上を目指した教育
- 一人ひとりの夢を育み、個が生かされる教育
- 規範意識や社会性、コミュニケーション能力を育てる教育  
(グローバル化に対応できる人材の育成)
- 学校生活の中で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育  
(インクルーシブ教育システム\*の概念を取り入れた支援教育)
- 自然や社会、他者とかがわる体験的教育
- 社会の一員として、地域に積極的にかがわり、働くことへの意識を育てる教育

子どもたちの夢と希望を育み、人も自分も大切にし、人とのかがわりを通して意欲的に学ぶ、生きる力に満ちた「藤沢っ子」を育てます。

---

\*＜インクルーシブ教育システム＞人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

### 家庭教育・幼児教育・地域教育力の支援、充実を図ります

現在の子どもたちを取り巻く環境は、社会の変化やそれに伴う生活環境の変化により異年齢集団で遊ぶ機会がほとんどなくなり、自然体験・社会体験が少ないまま成長している状況があります。

中でも、ここ数年のスマートフォンの普及やSNS\*の広がりには快適さや便利さの反面、ネット社会の負の側面が子どもたちに悪影響を与え、自己を抑制する力の欠如や社会の基本的ルールを遵守する意識の低下を引き起こしていると思われます。また、社会や人とのかかわりが苦手であったり、人を思いやる心や他者と共感する力を弱めたりする大きな原因になっているとも考えられます。

こうした課題に対して、改正教育基本法には、「家庭教育」について、保護者は子の教育について第一義的な責任があること、国や地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しながら支援し、必要な施策を講ずるよう努めることとあります。また、「幼児期の教育」については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、国や地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備や、その振興に努めなければならないとあります。

国の第2期教育振興基本計画においても、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会の充実やコミュニティの協働による家庭教育支援強化の考え方が示されています。

小学校就学前教育段階については、幼児教育と保育を総合的に提供する認定こども園の設置促進をはじめとする教育機会確保と質の向上、教育費負担の軽減に向けた条件整備が課題とされています。

本市においては明日の藤沢を担う子どもたちのために、幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校の連携を推進し、乳幼児期からの連続した切れ目のない子どもたちの育ちを支援する取組なども進めています。子育て中の家庭を地域全体であたたかく見守り、安心して子育てのできる環境をつくり出すとともに、保護者の学びも支援するような家庭教育・幼児教育を支える施策に取り組み、その充実を目指していきます。また、学びのセーフティネットを構築するという観点から、教育機会の均等を保障するための取組の充実を図っていきます。

本市は、長い歴史と豊かな文化を有しており、生涯学習を推進する諸団体や各地域のサークル活動などにより、多くの優れた人材が地域を支え、世代を越えての交流や地域連携を進めています。

そして、大人も子どもも共に学び合い、学びを通して藤沢の文化や伝統を継承していくことができるように、生涯学習社会の学び全体を支え、その基盤をなす地域教育力の支援とさらなる充実を図っていきます。

\*＜SNS＞ソーシャル・ネットワーキング・サービス：インターネット上の社会的ネットワーク

## 基本方針 3

### 学校教育を充実させる人的、物的条件整備を図ります

少子化・高齢化や高度情報化、グローバル化といった社会の変化とともに、価値観も多様化し、子どもの教育や保護者の学校に対する要望・要求が個別化・多様化しています。

また、新たな教育課題への対応が次々と学校教育へ委ねられてきています。その結果、教員が子どもたちと十分に向き合うことができず、個々の子どもたちへのきめ細かな対応や指導に十分な時間がとれない状況にあります。

2013年（平成25年）にOECD（経済協力開発機構）が中学校教員を対象に実施した「国際教員指導環境調査」では、日本の教員の勤務時間は参加34カ国中、最も長いという結果が示されるなど、教員の長時間勤務の常態化が報告されています。

また、子どもたちが学びで得たことを活用し、他者とかかわり合いながら未来を生きる力を育てるためには、子どもたちの知的欲求を引き出し、それに応え、豊かな創造力を育む教育環境が必要であることから、少人数指導や個別指導を展開するための条件整備が求められています。

そこで、学びを支えるために教職員への支援体制を整え、子どもたち一人ひとりに向き合う時間や、学校内における教職員同士の学び合いの時間の確保ができるような環境の整備・充実を図っていきます。

物的条件に関しては、本市の学校施設は建築後30年を経過した校舎棟を有する学校が約76%に達するなど、老朽化が著しい状況となっているため、今後、計画的に老朽化の解消に取り組むとともに、ICT\*環境の整備など時代に即した教育環境の整備などにも取り組み、児童生徒がより安全・安心で快適に学ぶことができるよう、施設の安全対策や教育環境の整備を図っていきます。

\*＜ICT＞インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー：情報通信技術のこと。  
従来用いられてきた、IT（Information Technology）という用語に、ネットワーク「C：コミュニケーション」が加わった概念。

## 基本方針 4

### 多様な学びのできる生涯学習社会を目指します

改正教育基本法では、「生涯学習の理念」として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定しています。

人々は、生涯にわたり、社会や生活の変化などに合わせて、新しい知識や技術の習得が求められています。生涯にわたる学習は、自らの生活を豊かにし、生きがいに満ちたものにするとともに、身につけた知識や経験を地域活動やボランティア活動などに生かしたり、地域の中でつながりをつくったりする機会にもなっています。生涯学習は、人々の自立を支え、心豊かに、人間らしく、共に生きるための基盤ともいえます。

近年、少子化・高齢化の進展や家族形態の変容、価値観・ライフスタイルの多様化などの社会環境の変化に伴い、社会や生活に関するニーズ等も多様化し、それらに対応するために、生涯学習に求められる役割はさらに重要となっています。

本市では、生涯学習施策の総合的な推進計画として、「生涯学習ふじさわプラン2016」を策定しており、平成25年度に中間見直しを行い、公民館や図書館をはじめ関係各課が連携して、市民の生涯にわたる学習活動を支援するために、「いつでも、どこでも、だれでも学びたいことが学べる」環境の整備を推進しています。

今後さらに、マルチパートナーシップ\*を活用して、市民活動団体や関係機関との連携を図り、多様な学習機会を提供することにより、学びをとおして、人々がつながり、支え合うことができる生涯学習社会の構築を目指します。

\* <マルチパートナーシップ> 住民と行政及び企業などの多様な主体がさまざまな関係を結んで地域社会の公共性を支えようとするもの。

## 基本方針 5

### 郷土文化資産の保全・活用と地域に根ざした文化芸術活動の推進を図ります

社会経済情勢が急激に変化する中であっても、歴史・文化は、過去からの人と社会の営みの足跡であり、受け継がれるべき貴重な財産としての重要性は普遍的なものであるとともに、これまで培われてきた伝統的な文化・芸術を継承し、発展させていくことは重要な役割でもあります。

本市には史跡名勝や歴史的建造物、史的資料や祭り等多くの有形・無形の文化財があり、これらは市の財産として後世に向けて保全・継承していかなければなりません。

本市では、今まで、歴史に関する調査研究の成果や収集資料の一部を展示・公開してきましたが、今後はさらに、長年をかけて収集してきた美術品としても価値の高い浮世絵類を中心とした様々な資料を展示・公開するため、(仮称)藤澤浮世絵館を整備していきます。

さらに、本市の発展を伝える重要な歴史的資産を数多く残す旧東海道藤沢宿に、地域の歴史や文化が学べ、休憩所や交流の場としても活用できる施設として、(仮称)ふじさわ宿交流館を整備し、他の様々な取組と併せて、地域の活性化に繋がる活用を図っていきます。

一方、本市では、市民による個性あふれる文化芸術活動が盛んであり、サークル活動が盛んに行われているほか、市民オーケストラや市民合唱団による市民オペラ発祥の地としても全国的に知られています。この地域に根ざした文化芸術活動をより一層推進させるため、今後の市民オペラの在り方をはじめ、本市の文化芸術事業の今後の在り方について、関係者や有識者等のご意見を踏まえ、検討を進めます。

この市民オペラをはじめ、「音楽」を中心とする文化芸術の中核的な施設として親しまれている市民会館については、開館後相当な年月が経っており、老朽化が進んでいることから、建て替えを含めた文化ゾーンの在り方について検討を進めていきます。

また、これまでの市民ギャラリーでは果たせなかった新たな機能を持つ文化芸術を創造・発信する施設として、湘南C-Xにアートスペースを整備していきます。

市民一人ひとりが、歴史や文化を大切にし、郷土への誇りや愛着を実感できるよう、これらの取組を推進していきます。

健康で豊かなスポーツライフの環境整備を行います

スポーツは、単に健康・体力づくりに効果があるというだけではなく、その活動を通じて培われる地域の連帯感や、生き甲斐・達成感など、市民の多様な生活の充実感をもたらすものとしても期待されています。さらにスポーツは、観ることの楽しさや感動をもたらしてくれ、チャレンジする意欲も与えてくれます。

本市では、次代を担う青少年をはじめあらゆる市民が、「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」多様なスポーツ活動に親しむことができ、生涯にわたって心身共に健康で明るく豊かなスポーツライフを楽しめるよう、市民のスポーツ活動を支えるための取組を推進してきました。

そのような中で、近年は、ライフスタイルの多様化や価値観の変化によって、市民の「豊かさ」の尺度が、経済的価値から生活の質的価値へと変化していることから、「豊かさの実感」に向けて、市民のスポーツライフを充実することが求められています。

また、長期的な出生率の低下による少子化・超高齢社会においては、平均寿命だけでなく、健康であり続ける「健康寿命」の延伸が重要であるため、スポーツを通じた健康づくりの取組を、より一層推進することが必要となっています。

今後も様々な分野と連携して、スポーツに関する積極的な情報発信と効果的な事業を実施するとともにスポーツ施設の整備を進め、すべての市民が生涯にわたり、笑顔で健やかに暮らせるよう、スポーツ環境の整備を進めていきます。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催は、市民にとって、身近に本格的な競技スポーツが観戦できる機会であると同時に、スポーツ全般に対する意欲や関心を高める絶好の機会ともなることから、現行の藤沢市スポーツ振興基本計画（ふじさわスポーツ元気プラン 2020）の見直しを行うとともに、子どもたちが夢を育み、スポーツに関心を持ってもらうようなオリンピック・パラリンピックに関連する事業を行うなど、子どもから大人までスポーツの楽しさに触れることができるような取組を推進していきます。



## 基本方針 7

### 多文化・多世代が交流し、共生するコミュニティづくりを推進します

国籍や民族・文化の異なる人々はもちろんのこと、すべての市民の人権が尊重され、性差や世代、文化を越えて交流し、相互に理解し、協力し合える関係性を築いていくことが求められています。

学校現場や地域社会においては、外国人市民\*が、言葉の壁や文化の違いなどから生まれてくる問題に直面するケースが少なくありません。

このような課題に対処するため、多文化・多世代の交流が図られるよう、教育分野での支援を進めていきます。

また、近年、社会の複雑化、多様化に伴い子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化などによって、子育てへの負担や不安を感じる保護者が増加しています。

そのため、地域社会で子どもたちを見守り、支えあうことで安心して子育てができる環境づくりや、人の絆やつながりを大切にしながら、次代を担う子どもたちが健やかに成長するよう、学校・家庭・地域・行政の四者が連携、協働していくことが求められています。

こうした現状を踏まえ、多文化・多世代が交流し、共生する地域コミュニティの活性化を図り、よりよい地域づくりの取組を推進していきます。

---

\*＜外国人市民＞日本以外の文化的・民族的背景をもつ市民。外国籍市民だけでなく、国籍が日本であっても海外からの帰国者や国際結婚により生まれた人など、外国の文化的・民族的背景をもつ市民も含む。

## 基本方針 8 (新規)

命を守る「教育の推進」 「教育環境の整備」 「コミュニティづくりの推進」を図ります

第1期の藤沢市教育振興基本計画が策定されたのは2011年(平成23年)3月のことでした。その直後、東日本大震災は起きました。第1期の計画を策定している段階では、校舎の耐震化は終了していたものの、広い意味での防災意識は今ほど高いものではありませんでした。しかし2万人もの人々の命を奪った大震災は、教育現場にも大きな影響を与えることとなりました。

学校においては以前から地震などの自然災害に対する防災計画を作成し、もしもの場合に備えてきましたが、今回の大震災を受け、これまで以上に子どもたちの命や日常生活に甚大な被害を及ぼす災害への対策が喫緊の課題となっています。

国では、第2期教育振興基本計画において、子どもたちが安全・安心な環境で学習できるようにするため、学校施設の耐震化、防災機能の強化などの教育環境の整備を図るとともに、自らの安全を守るための能力を身につけさせる安全教育を推進するということを成果目標のなかに示しています。また、具体的な取組として、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進についても示しています。

本市では、小中学校において学識者による防災教育の取組を始めました。学校施設の耐震化についてはすでに終了していますが、引き続き長期的な視野に立ち、学校施設・設備の改築や長寿命化について計画的に実施していきます。また、地域においては、子どもたちが地域の防災訓練に参加するといった取組もスタートしています。

これらのことを踏まえ、第2期藤沢市教育振興基本計画では防災についての取組を重要なテーマと捉え、基本方針の一つに位置づけ、

- 子どもたちの防災意識の向上を図るための 命を守る「教育の推進」
- 学校施設の改築・長寿命化などによる 命を守る「教育環境の整備」
- 学校・家庭・地域における絆づくりを大切にした 命を守る「コミュニティづくりの推進」

を図っていきます。

## IV 基本方針毎の施策の柱

基本  
理念

未来を拓く「学びの環」ふじさわ  
～ 学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会、ふじさわを目指す～

3  
つの  
目標

- 1 一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子ども（藤沢っ子）を育成する
- 2 多様な学びをつなげる生涯学習ネットワークを構築する
- 3 学校・家庭・地域・行政が連携、協働する子育て、教育支援体制を推進する

8つの基本方針	施策の柱
1 共に学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します	1 確かな学力の向上
	2 熱意と指導力のある教員の育成
	3 開かれた学校づくりと信頼される学校経営の推進
	4 豊かな心と健康な身体を育む教育の推進
	5 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
	<b>6 子どもと社会をつなぐ教育の推進（新規）</b>
2 家庭教育・幼児教育・地域教育力の支援、充実を図ります	1 家庭における教育力の向上
	2 幼児教育の推進
	3 地域における教育力の向上
	4 教育機会の均等保障
3 学校教育を充実させる人的、物的条件整備を図ります	1 学びを支え質の高い教育環境の整備
	2 将来にわたって学べる環境整備
	3 安全・安心で快適な学校施設の整備
4 多様な学びのできる生涯学習社会を目指します	1 生涯学習の推進
	2 多様な学びを支援する図書館活動の推進
	3 多様な文化をつなげる学習機会づくりの推進
5 郷土文化資産の保全・活用と地域に根ざした文化芸術活動の推進を図ります	1 文化芸術活動の支援
	2 歴史の継承と文化の創造
6 健康で豊かなスポーツライフの環境整備を行います	1 健康づくりの推進
	2 スポーツ環境の充実
	3 生涯スポーツ活動の推進
7 多文化・多世代が交流し、共生するコミュニティづくりを推進します	1 多文化・多世代の交流の推進
	2 学校・家庭・地域等の連携、協働の推進
8（新規） 命を守る「教育の推進」「教育環境の整備」「コミュニティづくりの推進」を図ります	1 命を守る教育の推進（新規）
	2 命を守る教育環境の整備（新規）
	3 命を守るコミュニティづくりの推進（新規）



# 資料

- 諮問書 . . . 32
- 第2期藤沢市教育振興基本計画基本構想（案）に関する  
パブリックコメントの結果について . . . 33
- 第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 開催状況 . . . 40
- 第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿 . . . 41
- 第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 設置要綱 . . . 42
- 答申書 . . . 43
- 計画策定までの経過 . . . 44

2014年（平成26年）5月27日

第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会委員長 様

藤沢市教育委員会  
委員長 井上 公基

### 第2期藤沢市教育振興基本計画の策定について（諮問）

2011年（平成23年）に策定された藤沢市教育振興基本計画の見直しを実施し、第2期藤沢市教育振興基本計画を策定したいと考えますので、これについて意見を求めます。

#### 諮問の趣旨

2006年（平成18年）に教育基本法が改正され、このときに明示された新しい時代の教育の基本理念を活かし、2009年（平成21年）7月に教育基本法第17条第1項の規定に基づいて教育振興基本計画が策定されました。その後、2013年（平成25年）6月に第2期教育振興基本計画が策定されました。

本市では、2011年（平成23年）3月に国の教育振興基本計画及び県の「かながわ教育ビジョン」を参酌し、藤沢市新総合計画の教育に関する部門別計画を担うものとして、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて藤沢市教育振興基本計画を策定しました。

今回は国の第2期教育振興基本計画が策定されたことと、藤沢市新総合計画にかわる藤沢市市政運営の総合指針2016が策定されたことを受け、藤沢市教育振興基本計画を見直し、第2期藤沢市教育振興基本計画を策定するに当たって、意見を求めるものです。

## 第2期藤沢市教育振興基本計画基本構想(案)に関するパブリックコメントの結果について

### ●パブリックコメントの概要

1. 意見等を募集する事項  
「第2期藤沢市教育振興基本計画基本構想(案)」について
2. 意見の募集期間  
2014年10月2日～10月31日
3. 意見等を提出できる方  
市内に在住、在勤、在学の方、市内に事業所を有する方、その他利害関係者
4. 意見等の提出方法  
郵送、直接持参、ファクシミリ、ホームページの専用フォーム

### ●パブリックコメントの結果

1. 意見提出者及び件数  
延べ62名 76件
2. 公表期間  
2015年1月26日～2月24日
3. 公表方法  
市ホームページへの掲載、各市民センター・公民館での閲覧、学校教育企画課での閲覧
4. 意見等の概要及び教育委員会の考え方

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	関連する基本方針
1	学力テストの公表は児童・生徒に過度な競争をあおるだけである。今まで通り市の方針を堅持していただきたい。	本市は実施主体である文部科学省の本調査に参加・協力したものであり、調査結果の扱いについても実施要領に基づいて行います。	1
2	育鵬社の歴史教科書は過去の侵略戦争を否定する歴史修正主義に基づいて編集された、極めて政治的な教科書である。絶対に使用しないでほしい。	教科書の採択については、国や県の通知を踏まえ、「藤沢市教科用図書採択方針」の中で基本的な考え方として示しているように、採択権者としての判断と責任において、公正かつ適正な採択を行っております。	1
3	藤沢市は3年前の教科書採択で県内では横浜市と共に、全国に先駆けて育鵬社の歴史、公民教科書を採択していただいた。このことは藤沢市の教育委員の皆様の高い識見と先見性によるもので、敬意を表したい。		
4	教育委員が定期的に市民と懇談している地域もあるそうである。市民、教職員、教育委員、教育委員会が協力できるような話し合いの機会をつくってほしい。	いただいたご意見については、参考にさせていただきます。なお、教育委員が市民や学校の声の直に聞く機会については、学校などの教育施設の視察や、学校行事・地域行事に参加し、市民や学校の意見の聴取に努めております。	1
5	外国語活動支援員の人数を増やし、子どもたちがより多くの回数、外国語でやりとりする機会を増やしてほしい。	外国語活動の支援として、小学校全校に外国語指導講師(FLT)を配置しています。外国語活動支援員については、貴重なご意見として受け止めます。	1
6	総合的な学習の一環として国際教育の授業は行われているが、より実生活において触れ合っているよう、他国の子どもを家庭に受け入れるホストファミリーなどの活動をより支援していただく制度ができればと思う。	ご意見として参考にさせていただきます。	1

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	関連する基本方針
7	小学校での英語の授業は本当に身になるのか疑問である。中途半端に英語の授業をするよりも、作文指導を行うべきだと考える。	小学校における外国語活動については、学習指導要領に基づき、今後も適切に実施していきます。	1
8	最近の子どもたちは、スマホ、携帯電話、テレビゲーム等々映像の世界に没頭し、読書の機会が減ってきている。読書の楽しさ、おもしろさを教え、活字文化を衰退させないためにも司書教諭の専任化、勤務日数週5日を実現してほしい。併せて図書を充実させてほしい。	ご意見として参考にさせていただきます。	1
9	教育基本法改正と学習指導要領の趣旨にのっとり、日本の歴史、伝統、文化に言及すると共に、それらを体現するためにもう少し具体的な方針を示していただきたい。	基本構想(案)は、教育基本法の趣旨を踏まえ、策定されていますので、3つの目標や8つの基本方針に十分生かされていると考えています。	1
10	公民教育は歴史のタテ軸に対して、ヨコ軸(家族、地域社会、国家、国際社会)の大事な役割を担っています。主権国家、国民国家、国際貢献等の国家観、更にはそのシンボルである国旗、国歌等への忠誠と皇室への敬愛の念も学校で教えられるべきではないか。	基本構想(案)は、教育基本法の趣旨を踏まえ、策定されていますので、3つの目標や8つの基本方針に十分生かされていると考えています。	1
11	基本構想(案)では主な改定のポイントとして①命を守る②子どもと社会③郷土文化資産④スポーツの4点を挙げているが、先ず一番大事なこととしてどこの国でも挙げている「愛国心の涵養」更に説明として「日本の歴史、文化、伝統を愛し、自虐史観にとらわれず自信と誇りを持ち世界に飛躍する愛国心をもった生徒の育成を計る」として欲しい。	基本構想(案)は、教育基本法の趣旨を踏まえ、策定されていますので、3つの目標や8つの基本方針に十分生かされていると考えています。	1
12	貧困が連鎖しないためにも、公教育をきちんとしていただきたいです。それには、教員の意識を变ることや教員の質を向上させるような、きちんとしたシステムが必要だと思う。	学校教育の充実に向けて、各種研究・研修の充実を図っています。	1
13	課題解決のために学級・学校が支援を必要とする状態になったとき、市がどのようなスタンスで取り組むのかがわかる表現を加えていただきたい。	学級・学校への支援については、今後も学校との情報交換を図りながら、状況に応じて適切に実施していきます。	1
14	多文化共生を大切にする教育、環境づくりの推進に力を入れてほしい。		
15	一人ひとりの個性を尊重し、意見の違いを認め合い、物事を話し合っって平和的に解決する力を養う、人権・平和教育を大事にしてほしい。	人権・平和教育の推進にあたっては、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること、平和的な国家及び社会の形成者としての資質の育成を図り実践を進めていくことが大切であると考えています。	1
16	中学校での平和教育のあり方に疑問を感じる。もっと広い視野で考えてほしい。		
17	過剰な人権教育を与えることは止めていただきたい。		
18	高校、大学といえども、藤沢市の方式に合わせてゴミを分別するよう要請してよいのではないかと同時に市内各小中学校も、教室に分別用に小さなゴミ箱数個ずつ用意して学校全体としての分別もしやすくするのもよいのではないかと。	ご意見として参考にさせていただきます。	1



No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	関連する基本方針
19	基本方針の中に藤沢市の自然科学資料の保全・継承という視点での今後の市の方針を盛り込んでいただきたい。	ご意見として参考にさせていただきます。	1
20	ICT教育の強化は「目標」にも掲げられているが、具体的には「プログラミングを小学校から教える」ことを提案する。	本市立小学校においては、情報教育のカリキュラムを作成し、発達段階に応じた情報リテラシーの育成を図っています。	1
21	小中学生のスマートフォン使用についてのルールづくりを考えてほしい。	情報教育を行うにあたって、機器整備と情報リテラシーは両輪で考えていくべきものと考えております。中でも情報モラルについては、学習指導要領にも位置づけられており、各校とも実態に合わせて取り組んでおります。引き続き各校に講師派遣のサポートや情報提供を行ってまいります。	1
22	メディアリテラシー教育が急務である。		
23	インターネットの危険性について親にも教えるべきである。		
24	学校や地域がボランティア活動に参加する子どもたちを応援し、認めてあげるような仕組みがほしい。	ご意見として参考にさせていただきます。	1
25	集団生活の中で、協調性や順応性を身につけることが重要なので、地域のボランティアや団体などを要請し、縦割り学習や課外活動をとおして子どもたちを成長させてほしい。	今後も地域等との連携を図りながら教育活動の充実を図ります。	1
26	命の大切さという点で、藤沢市の行っている長崎への派遣事業や被爆体験の継承などさらに推進して行ってほしい。	本市では、21世紀を担う子どもたちに、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えるとともに、全国の青少年との交流を通して、平和意識の高揚と相互理解の促進を目的とした「平和学習・長崎派遣事業」、親子で平和や命についての理解を深めていただく「親子記者・広島派遣事業」、市内小・中学校を対象とした「被爆体験講話会」などを行っており、今後も平和への取組を大切にしていきます。	1
27	道徳教育は、人権尊重、国際交流、平和教育、多文化共生を重視した方向での推進をお願いしたい。	本市では、児童生徒の発達段階に則し、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に指導するために、各学校において、校長の方針の下、道徳教育推進教師等を中心として「全体計画」及び「年間指導計画」の作成や見直し等、指導の充実を図っています。	1
28	道徳教育の教科化が図られる中で、現政権の価値観の強制にならぬように、実施に際しては慎重に対応してほしい。		
29	UNESCOの指導の下、国連憲章前文に掲げられた理念から「基本的人権、人間の尊厳および価値を再確認する」を主題にしたリビングバリュー教育プログラムを学校教育に組み入れてはいかかか。		
30	誇るべき先人たちの生き様を、子どもたちに伝える道徳教育と専任講師の養成を藤沢市教育振興基本計画の中に取り入れていただきたい。		
31	部活動の指導において十分な休みがとれない。社会体育として移行してほしい。	ご意見として参考にさせていただきます。	1
32	都内の中学校では、行政が推進し、地区の保育園や病院や老人ホームへ職場体験依頼やサポートを行っているそうである。中学校の生徒が来ることは幼児や老人にとって活気が出ると思う。認可施設へのサポートを行ってはいかかか。	ご意見として参考にさせていただきます。	1

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	関連する基本方針
33	職場体験など市もバックアップし、社会で育つ子どもたちを支えてほしい。地元の衣・食・住を支える人たちとの交流を望む。	体験先の職場の確保に難航している小中学校に対して、藤沢市技能職団体連絡協議会と連携して確保に努めています。また、「技能職体験事業(学校訪問・職場体験実施)」を計画に位置づけました。	1
34	将来、子どもたちが働くことに興味を持てるように、中学校で行っている職業体験も良いが、小学生のうちからの見学や体験も刺激になって良いと感じる。	小中学生を対象にしたキャリア教育については、技能職体験事業として、藤沢市技能職団体連絡協議会による学校訪問や職場体験を小・中学校の児童生徒を対象に実施しています。また、「技能職体験事業(学校訪問・職場体験実施)」を計画に位置づけました。	1
35	保護者教育(家庭の中の育て方)、家庭教育の指導指針を教育委員会で作り、青少年に関する地域団体にも協力を求めるべきだ。	ご意見として参考にさせていただきます。	2
36	放課後に空いている小学校をなぜ児童クラブの施設として使わないのでしょうか。	ご意見として参考にさせていただきます。	2
37	児童クラブも学習やおけいこなどを導入してほしい。		
38	学びのセーフティネットを構築するとあるが、具体的にどのようなことか。	基本方針2の施策の柱4「教育機会の均等保障」において、具体的な事業を示し、取り組んでいきます。	2
39	市の就学援助費を増額して、学校生活が安心して送れるようにしてほしい。	ご意見として参考にさせていただきます。	2
40	高校授業料が無償になっても、高校生活に多くの教育費がかかるため、市の給付型奨学金を復活させてほしい。	ご意見として参考にさせていただきます。	2
41	1クラスの子どもの人数を全学年35人以下に減らし、教員が子どもたちとふれあい、もっと向き合えるようにしてほしい。	ご意見として参考にさせていただきます。	2
42	学習の理解が低い子ども、集団生活が苦手な子どもなどを補助する介助員をもっと増やしてほしい。	学習支援が必要な児童生徒に対して、必要に応じて特別非常勤講師が学習指導を行うことや、学生ボランティアが担任の指示のもとに学習支援を行っています。また、中学校では、基礎的・基本的な学力の定着を図るために、放課後や長期休業中に補習指導を行う学習支援事業を行っています。支援を必要とする児童生徒への介助員の派遣事業等については、子どものニーズを把握し、適切な支援と時間配当に努めます。	3
43	教師が主体であることを明確にし、指導力を発揮できる環境整備を計画に盛り込んでいただきたい。	学びを支えるために教職員への支援体制を整え、子どもたち一人ひとりに向き合う時間や、校内における教職員同士の学び合いの時間の確保ができるような環境の整備・充実を図っていきます。	3
44	教育現場の声に常に耳を傾けることについて、明確な文言で本計画に盛り込んでいただきたい。	学校教育の充実を図るためには、常に学校との連携を図っていくことが重要と考えています。	3

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	関連する基本方針
45	新入生サポート講師の勤務時間を延長してほしい。	講師の時間数増につきましては、新入生サポート講師を含め小学校全体の課題を整理し検討していきます。	3
46	正規教職員の数を増やしてほしい。	正規教職員数の増につきましては、機会をとらえ県や国に要望していきます。	3
47	学習面では個々のばらつきがあり、教師1人での対応が難しくなっているため、学生や退職した教師などを導入してほしい。	学生に関しては、地域の大学と連携し、学生学校支援ボランティアの派遣事業を推進しています。	3
48	教職員の事務軽減の観点から、教職員の支援体制の整備に力を入れていただきたい。	教員の長時間勤務の常態化が報告されるなか、教職員への支援体制を整え、子どもたち一人ひとりに向き合う時間や、学校内における教職員同士の学び合いの時間の確保ができるような環境の整備・充実を図っていきます。	3
49	夢に向かってコツコツと進んでいる大人を見て子供が育つ環境づくりができること。	学びを支えるために教職員への支援体制を整え、子どもたち一人ひとりに向き合う時間や、学校内における教職員同士の学び合いの時間の確保ができるような環境の整備・充実を図っていきます。	3
50	築30年を経過した校舎が76%と書かれている。老朽化にともない、細かい修繕費がとて多くかかるため、子どもたちの安全確保の面からも、当面の修繕費用の増額などをお願いしたい。	今後、老朽施設の解消に着手していくとともに、維持修繕費用の確保に努めます。	3
51	児童数が1000人以上の小学校が5校もあり、落ち着いた教育環境となっていることから、適正規模での教育ができるように改善してほしい。	今後は児童生徒数の推移や学校施設の状況などを総合的に判断し、学校の統廃合やこれに伴う通学区域の変更について検討していきます。	3
52	生涯学習、文化芸術活動を豊かにするため、公民館が市民やサークル活動をする者にとって、より利用しやすくなるようにしてほしい。	公民館を利用される皆様にとって、安全・安心な施設となるよう、学習環境の整備や、使いやすい施設運営を引き続き図るよう努めます。	4
53	市民会館の建て替えについては、ぜひ市民の声を聞きながら進めていただきたい。	市民会館については、開館後相当な年月が経っており、老朽化が進んでいることから、建て替えを含めた文化ゾーンの在り方について、市民や利用者からのニーズを把握し、検討を進めていきます。	5
54	県立藤沢高校跡地は藤沢の中心地に位置し、交通の便、ロケーションもよく、博物館美術館等の設置には絶好の土地なので市で購入してもらいたい。	県立藤沢高校跡地は、藤沢市として取得を断念しております。ご意見には応じることは困難ですので、ご理解ください。	5
55	「藤沢子ども劇場」について市が積極的に支援してはいかかがか。	ご意見として参考にさせていただきます。	5
56	文化・芸術にたっぷり触れられる場や時間も大切である。	地域に根ざした文化芸術活動をより一層推進させるため、本市の文化芸術活動の今後の在り方について、関係者や有識者等のご意見を踏まえ、検討を進めます。	5

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	関連する基本方針
57	身近にある郷土文化資産を大切に、観光客が大勢訪れ、憧れの湘南となる街づくりをしてほしい。	本市の歴史や伝統文化に市民の方が誇りを持っていただけるよう、郷土愛を育む施策を展開するとともに、あらゆる機会を通じてPRに努めます。	5
58	基本方針5にあるように、地域の歴史・文化の伝承、創造を図るために博物館が必要である。	地域施設における展示事業実施、学校等における郷土資料講座の実施、電子博物館の整備等、公開活用事業の充実を図っています。	5
59	「健康寿命」の延伸が今後さらに重要になってくるなかでスポーツだけでなく、夕張市(健康寿命が延びた)のように「予防」の視点も大切だと思う。口腔内検査や接種の無料化を実施してほしい。	ご意見として参考にさせていただきます。	6
60	健康づくりとしての楽しむスポーツの下地として、見守られながらも自由に遊べる環境や世代・文化を越えて一緒に行う活動が大切である。	ご意見として参考にさせていただきます。	6
61	今後はもっと子どもたちが公営のスポーツ施設を使えるように見直しをして欲しい。	ご意見として参考にさせていただきます。	6
62	言葉や文化のかべがないスポーツ環境の充実は良いと思う。	今後も様々な分野と連携して、すべての市民が生涯にわたり、笑顔で健やかに暮らせるよう、スポーツ環境の整備を進めていきます。	6
63	オリンピックの選手育成、協力体制などで、学校の教育課程に支障をきたさないような配慮をお願いしたい。	ご意見として参考にさせていただきます。	6
64	様々な課題を持つ子どもに対して地域が直接支援できるしくみをさらに充実させてほしい。	今後も教育に多くの人や団体がかかわることのできる環境を整え、学校・家庭・地域・行政の四者が連携、協働して、未来を担う子どもたちを育成する取組を推進していきます。	7
65	人として生活できる力を育むために地域社会の大人と接し、知識を学ぶだけでなく、体験できる取組を期待している。		
66	地域で子どもや高齢者を見守り、多くの関わりで生活しやすく活性化することで皆の心の成長ができる。		
67	学校を地域のコミュニケーション拠点として位置づけ、活気あふれる地域づくりが大切とあるが、地域により差がある。		
68	異年齢集団の遊びや、色々な体験は幼～小学校頃までに人間形成に重要なので、地域団体をもっと活用し、連携すべきである。		
69	藤沢は地域がとても元気で、学びは学校・家庭だけでは成り立たないものだと改めて実感している。このような連携は他市ではなかなか見られない。		
70	共生する地域コミュニティの活性化という点では、地域で子どもたちを見守り支えあう環境ができていく地区と、まだこれからという地区があると感じる。		
71	避難経路と避難場所の安全について市で管理してほしい。防災訓練などにおいては、学校だけでなく地域ぐるみで行うことが、学校と地域の連携を強めると思う。	災害時に学校が定める避難経路や避難場所については、市で把握しています。防災訓練等については、地域の実態に応じて地区防災拠点本部等と連携してまいります。	8

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方	関連する基本方針
72	基本方針8は重要だと思う。ぜひ具体的、有効な取組を進めてほしい。	新たに設けた基本方針8においては、「命を守る『教育の推進』『教育環境の整備』『コミュニティづくりの推進』を図ります」としましたが、本市では、これまでも学校・家庭・地域のつながりを大切にした学校・家庭・地域連携推進事業や、子どもたちの安全・安心を確保するための防犯ネットワークなど、人と人とのつながりを育む活動に積極的に取り組んできました。今後も学校・家庭・地域・行政の四者が連携、協働した取組を推進していきます。	8
73	災害時は近くの人ほど大事であり、日頃から隣近所、住んでいる周りの人との付き合いを大切にすることを子どもたちに教育すべきだ。(保護者にも)		
74	これからも学校、家庭、地域における絆づくりは大切だと思う。		
75	命を守る教育及び環境の整備、コミュニティづくりについては評価できるが、防災だけでなく、防犯にも目を向ける必要がある。	こども110番の設置などの街頭犯罪抑止環境の整備を進めたり、地域安全マップ指導者の養成を進めている「学校防犯対策強化事業(こども110番・安全マップ)」を新たに計画に位置づけました。	8
76	「こども110番」のプレートです。古くなり、劣化が進んでいて活用されていないのではと想像できる。また、設置してから年数が経過しており、設置した当時と環境がかわっているお宅もあるように思うので、この整備をしていただけると、登下校や放課後の子どもたちの安全につながると考える。	こども110番につきましては、所轄している警察署、市防犯交通安全課と連携を図り、ご意見を基に整備を進め、子どもの安全確保に努めていきたいと考えています。 また、こども110番の設置などの街頭犯罪抑止環境の整備を進めたり、地域安全マップ指導者の養成を進めている「学校防犯対策強化事業(こども110番・安全マップ)」を新たに計画に位置づけました。	8

## 第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 開催状況

回	開催期日	内 容
1	5月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員委嘱状及び任命状の交付</li> <li>・ 教育長あいさつ</li> <li>・ 委員紹介</li> <li>・ 委員長、副委員長選出</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ 策定の趣旨について</li> <li>・ 策定のスケジュールについて</li> <li>・ 具体的な作業等について</li> <li>・ 意見交換</li> </ul>
2	7月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本方針及び施策の柱について</li> <li>・ 基本構想素案について協議</li> </ul>
3	7月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想素案について協議</li> </ul>
4	8月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申（案）について協議・決定</li> </ul>

## 第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	所属団体又は役職名	区 分
委員長	新井 秀明	横浜国立大学教授	学識経験者
副委員長	北橋 節男	学校・家庭・地域連携推進会議 会長会会長	地域関係者
委員	三浦 康之	湘南工科大学准教授	学識関係者
委員	中林 奈美子	藤沢市P T A連絡協議会副会長	地域関係者
委員	菊池 久登	大道小学校長	学校関係者
委員	新屋敷 正隆	滝の沢中学校長	学校関係者
委員	天利 智子	白浜養護学校長	学校関係者

## 第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第102号）第17条第2項に基づく藤沢市教育振興基本計画を改定し、第2期藤沢市教育振興基本計画を策定するにあたり、第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、藤沢市教育委員会が諮問する事項について協議し、その結果を藤沢市教育委員会に答申する。

### (組織)

第3条 策定委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、藤沢市教育振興基本計画評価委員会（以下「評価委員会」という。）委員及び学校関係者とする。

3 委員は、藤沢市教育委員会が委嘱・任命し、又は解任する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、策定委員会における審議結果を藤沢市教育委員会に答申するまでの間とする。

### (委員長等)

第5条 策定委員会には、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員会の招集及び議事)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 策定委員会は、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益又は公共の利益を害する恐れがある場合並びに委員長が非公開を認めた場合を除き、公開する。

### (意見の聴取)

第7条 委員長は、策定委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を策定委員会に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育部学校教育企画課において処理する。

2 委員に対する謝金等は、別に定める。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関わる必要事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

### 付則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。



2014年（平成26年）9月11日

藤沢市教育委員会  
委員長 井上 公基 様

第2期藤沢市教育振興基本計画策定委員会  
委員長 新井 秀明

第2期藤沢市教育振興基本計画基本構想について（答申）

2014年（平成26年）5月27日付けで諮問のありました第2期藤沢市教育振興基本計画の策定について、当策定委員会において、教育における様々な分野からの委員により、現行の計画の見直しを行い、第2期計画の基本構想について別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、「第2期藤沢市教育振興基本計画」に盛り込まれる実施事業については、当策定委員会の答申を踏まえ推進されることを期待します。

## 計画策定までの経過

### 2014年（平成26年）

4月10日	教育委員会定例会 （協議会）	策定委員について
4月11日	校長会	第2期計画の策定について
5月20日	検討連絡会①	第2期計画の策定について
27日	策定委員会①	策定委員委嘱、教育委員会からの諮問 第2期計画の策定について
6月10日	検討連絡会②	第1回策定委員会についての報告
7月 8日	策定委員会②	基本構想素案について
14日	検討連絡会③	第2回策定委員会についての報告
22日	策定委員会③	基本構想素案について
25日	検討連絡会④	第3回策定委員会についての報告
8月 6日	策定委員会④	答申案について
8日	検討連絡会⑤	第4回策定委員会についての報告
20日	教育委員会定例会	第2期藤沢市教育振興基本計画の 策定について
9月 8日	子ども文教常任委員会	藤沢市教育振興基本計画の 改定について（中間報告）
9月11日	答申	教育委員会への答申
10月 2日～10月31日	校長会	パブリックコメント実施 パブリックコメントについて
11月19日	教育委員会定例会	計画の改定素案について
12月 8日	子ども文教常任委員会	藤沢市教育振興基本計画の 改定素案について（中間報告）
17日	教育委員会定例会 （協議会）	掲載事業及びパブリックコメント について
22日	検討連絡会⑥	掲載事業及びパブリックコメント について

### 2015年（平成27年）

1月 8日	改定検討会 （庁内会議）	藤沢市教育振興基本計画の 改定について
14日	教育委員会定例会	藤沢市教育振興基本計画の 改定について
2月23日	子ども文教常任委員会	藤沢市教育振興基本計画の 改定について





## 藤沢市教育振興基本計画

発行年月 2015年（平成27年）3月  
発行 藤沢市教育委員会  
編集 教育部 学校教育企画課  
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
電話 0466-25-1111 内線 5231